

平成 28 年度 自己点検評価書

平成 29 年 2 月 1 日
広島大学大学院法務研究科

序章 はじめに

1. 総論

広島大学大学院法務研究科における平成 28 年度自己評価にあたり、本研究科が抱える課題と、これを克服するための改善の取組みにつき、その概要を総論において報告する。

(1) 本来的な課題

本研究科は法曹養成を目的とする専門職大学院であることから、法曹養成プロセスの一端を担う教育機関として教育内容の質や教員の教育技量の高さが求められ、そのより一層の向上が本来的な課題となる。また、法科大学院認証評価基準や法科大学院公的支援見直し・強化等において、法科大学院教育の成果を評価する指標の一つとして司法試験合格率が最重要視されている。

1) 司法試験合格率の向上

当該年度における司法試験合格率が全国平均を超えることが要請されている。しかし、本研究科では、3 年コース修了生の合格率が直近 3 年間で 2 度、全国平均を割っていることから、3 年コース修了生の合格率を改善するために教育上の努力を行うとともに、各年度の合格率を向上させ、現在は全国平均を約 8% 下回っている累積合格率ができるだけ早期に全国平均を超えることを目指さなければならない。

そのための具体的方策は以下のとおりである。

①学修サービスマネジメントシステムの導入

本研究科における教育内容及び方法並びに教員の教育技量を向上させるためには、専門職大学院として組織的に提供する学修サービスの質の改善・向上をマネジメントする教育システムを構築することが必要である。そのため、神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻（神戸大学法科大学院）と教育連携協定を締結し、その助言・指導を受けて、司法試験合格率を含む教育成果に直接的につながる教育改革システムを確立するとともに、カリキュラムの抜本的改革などの教育改善を図る。

その一貫として、在学生の学修力の向上を最優先とする観点から、カリキュラム上継続的な授業機会の提供によって、事案解決の実践力を強化し、また学生が自らの選択で弱点を補強することができるように演習系科目の補充が必要であるとの神戸大学法科大学院からの助言を得て、平成 29 年度より、刑法系科目のカリキュラムを再編し、カリキュラム改革を部分的に試行する予定である。

②入学する学生の質の変化に応じた教育方法の改善

本研究科の入学生の多くは、法曹実務に対応するために必要な学修に適切かつ円滑に対応することができず、教員からの指示待ちの受動的な勉学姿勢に留まっている。そのため、個々の学生の潜在的な学修力が引き出されず、学力向上の成果を実感することができず、手詰まりの状況に陥っている。

そこで、このような状況を改善するため、(a)学生が直前の授業で学んだことを使って事

案解決を図り、知識の活用と論理的思考を意識できる教育方法（統合教育プログラム）をすべての授業において採用すること、(b)個々の学生の学修スタイルを尊重しつつ、学修成果の向上につながる勉強方法をアドバイスする学修コーチング・システムを導入すること、さらに、(c)問題解決の方法を自ら発見し自らを反省して改善する法曹実務家の行動様式を体験できる機会（模擬法律実務体験等）を提供することにも取り組んでいる。

上記の学修サービスを提供するために、各教員は、各授業において、統合教育プログラムが教育成果を生むことができるような授業デザインや教育手法を工夫・改善するほか、FDにおいては改善の契機となるように、授業参観における教員の感想や受講生の授業の感想等に基づく検討・議論を行っている。

授業の少人数化によって、教員が個々の受講生の学力状況や弱点を的確に把握できるようになり、学生は授業において学力の向上や補強を図ることができるメリットを享受している。他方、授業における質疑応答の精神的負担（学力によるヒエラルキー化への懸念など）も増大している。そこで、授業の教育効果を維持しつつ学生の精神的負担を適切なレベルにとどめるための工夫—受講生全員でその場で事案解決を考える機会を設け、緊張感のあるしかし柔和な授業の雰囲気醸し出すなど—を試みている。また、少人数化により勉強のメンバーに変化がなく視野が狭くなる危険を避けるため、直近の司法試験合格者によるゼミ指導を行ったり、学外の模擬試験を活用することによって自らの学力が全国レベルでどこに位置づけられるのかを知る機会を積極的に利用するよう促している。

2) 現代社会が求める法曹の養成—組織的就業支援—

本研究科修了の弁護士や地元企業等と意見交換の結果、法的専門知識に基づき、今後の企業の発展を視野に入れて現在の企業活動状況を観察することで、企業の課題を発見し戦略的なアドバイスをすることができる人材が広く求められることが分かった。これを受けて、平成 29 年度より、コンサルタント的な活動をなす能力を鍛えることを目指して、企業で法的課題の解決に立ち向かった実践経験に基づく授業科目を充実させるとともに、企業において法務を担当する弁護士がどのようにして知識を修得し活用しているかを実践的に学ぶことができる講義等を企画している。

3) ヒロシマの地での法曹養成の理念の実現

ヒロシマは、世界平和を訴えれば世界の人々が真剣に耳を傾けてくれる日本の 3 都市の 1 つである。ヒロシマにある法科大学院である本研究科には、法に基づく公正公平な紛争解決を担う法曹を養成する教育的使命があり、平和を志向し、共存共栄ルールを創出できる創造性と協調性を備えた法曹の輩出が求められている。以上のような認識のもとで、本研究科では、模擬法律相談などの法曹実務疑似体験を通じて、相談者に自分の考えを一方向的に押し付けることなく、相談者が真に求めているものを理解し、相談者の納得を得られる解決策を組み立てることを学ばせている。また、利益対立構造を解消できない思考の幅の狭さを解消するため、講演会等を開催し、創造性をもって第一線で活躍する多様な人材と直接接触し、視座の転換等を学ぶ機会を設けている。

(2) 現実的な課題

①受験者数及び入学者数の確保

法科大学院の受験者数及び入学者数の減少に歯止めがかからない現状に鑑み、平成 28 年度より入学定員を 20 名に削減したうえで、中四国地方において残存する法科大学院として

法曹養成の目的を十全に果たすためには、この入学定員数を最低限維持すべきであると認識して、定員充足に向けた可能な限りのすべての取り組みを積極的に展開・実施する。

平成 28 年度では、(a)入試日程を変更することなく固定化することによって、受験者の学修プランの策定を容易にすること、(b)香川大学法学部との教育連携に基づく法曹志願者向け教育プログラムを構築し、その教育実践を行うこと、(c)法科大学院入試説明会を計画的に実施すること、(d)本研究科主催の市民向け講演会を実施すること、などを具体的方策として展開した。しかし、各方策は本研究科の特徴を訴えかけるものとしてはインパクトが不十分で、平成 29 年度入試における受験者数、入学者数ともに前年度を下回る結果にとどまった。

そこで、平成 29 年度は、法科大学院進学希望者に、本研究科が司法試験合格率の向上のために戦略的に進めている教育改革が、みずからの司法試験合格に導くと期待あるいは確信を抱かせるように、入試説明会等の構成・内容を見直し、プレゼン手法も含めた改善の努力を行う。また、論述試験は苦手だが法曹志望の強い意欲を持つ学生に対しては、本研究科が学修力強化の教育プログラムを工夫・改善し、多様な法曹養成という目的に合致したプロセス教育を実施していることを、明確に打ち出していく。

②文科省加算プログラムを含む、外部からの運用資金調達

本研究科においても、教育及び研究の質の向上を目指して、さまざまな学生の学修支援や教員の研修等の機会を保障するため、年々削減される研究科予算を補充する運用資金の確保を目指さなければならない。

平成 28 年度には、教員の科学研究費補助金申請率が前年度を上回り、科研費獲得に向けた基盤の形成に向けて積極的で主体的な協力が得られた。他方、法科大学院公的支援見直し・強化としての加算プログラムでは、基礎額算定のランキングにおいて目標としていた第 2 類型 A に振り分けられるポイント数に足りず、第 2 類型 B に留まって、前年度 70% の基礎額算定となった。また、加算プログラムとして 3 件の申請を行ったが、組織的就業支援及び東アジアに強い法曹の養成の 2 つのプログラムは一定の評価を得たものの、神戸大学大学院実務法学専攻との教育連携によるプログラムは、司法試験合格率向上に向けた具体的な方策の内容が詳らかでないとして、期待した評価を得ることができなかった。このため、平成 28 年度は前年度と同じく 80% の評価であった。

平成 29 年度には、法科大学院公的支援見直し・強化において、基礎額算定ランキングを第 2 類型 A となるように司法試験合格率、特に 3 年コース修了者に対する学修指導の強化を図るとともに、加算プログラムの一層の改善工夫によって成果の達成、教育改善の 1 つの指標として現行のカリキュラムを抜本的に改編し平成 30 年度に施行することを目指し、そのカリキュラムを支える学修サービスシステムの確立を目指す。また、学生の学修力の強化及び就職支援の両面を支える取り組みとして、広島市内の官公庁・有力企業等との教育連携として、定期的に法務担当者から現場における法の運用・活用につき学ぶと同時に、企業内弁護士の実情と今後の活動範囲の拡大可能性を実感させる勉強会をカリキュラム外で定期的に開催する。

③広島大学の全学方針とのすり合わせ努力

広島大学は、卓越した大学院拠点形成支援補助金を受け、平成 25 年度には文部科学省の「研究大学強化促進事業」(リサーチ・ユニバーシティ)22 機関に、平成 26 年度には「スーパーグローバル大学創成支援事業」タイプ A (トップ型) 13 大学に採択されている。今後、

広島大学法科大学院は指定国立大学法人（第4期）世界トップ100内に位置づけられる大学を目指し実現する方針に、研究・教育の両面において貢献する方策を3年スパンの計画を練って展開する。

このような全学の方針に沿って、本研究科では、平成28年度は、国際的な研究・教育連携への途を開くために、広島大学法科大学院の国際的な知名度の向上を目指して、一般市民向けの国際的な著名人を招いた講演会を実施した。本講演は、本学の留学生をはじめ海外渡航者にもインパクトを与えるとともに、国際的なボランティア活動組織の代表者である講演者には広島での講演について情報発信をしていただき、本研究科の法曹輩出の理念にも賛同をいただいている。

平成29年度も、本研究科の国際化に向けたロードマップを一つ一つ着実にクリアしながら将来的な国際共同研究等の活動が活発化するための基盤を構築することを目指す。その前提として、本研究科の当面の課題である専門職業人養成大学院として法曹養成教育活動を継続していくこと、また、そのために司法試験合格率の向上を図ることに全力を挙げる。

2 平成27年以降の新たな取組

平成27年9月に外部評価委員会を開催した後、新たな試みとして、次のような取組を行っている。

(1) 教育方法の改善

平成26年度から、知識準備型教育、知識活用型教育及び課題発見型教育を有機的に統合し、モデルとなる法的思考法の提示から、対話法による課題発見への導きと解決へのサポートまでを統合的に教育するプログラムである「統合教育プログラム」を試行している。これに加え、本年度から、新たに、個々の学生の学習状況を細かく把握し、各々の学生に相応しい教育指導を実施するため、研究科長面談を行って、学生に対し「オーダーメイド型勉強プラン」を提供できるような体制を整え、その実現に努めることとした。これは、昨年度から試行を始めた「学習コーチング・システム」の充実ないしは具体化として、本年度から実施することとしたものである。

(2) 新たな講義科目「アジア法」の開講

平成28年度から、新講義科目として、「アジア法」を開講した。これは昨年度の企画「東アジアで活躍できる専門法曹の養成」を具体化したもので、韓国及び中国と日本との民事法制をめぐる具体的な比較検討を通じて、日本法の正確な理解の促進と定着を図るとともに、東アジアの法制度とその運用を事例に即して具体的に理解することを通じて、法運用の面から東アジアと日本との国際交流に主体的に関与し、企業レベルのみならず個人レベルの交流を含む新たな国際交流の職域において活躍できる実務法曹を養成することを目指すものである。

この授業は、平成28年度前期の第2タームにおいて、3年生を対象とする1単位(100分×7.5回)の「基礎法学・隣接科目」として実施している。取扱う内容としては、財産権の移転と帰属に関する法制度、個人の法律問題として家族法及び労働法を選んだ。また、実際の法運用実務を理解させるために、実務家による事例を用いた解説を行っている。講師は、本学教員の他、韓国、中国出身者の研究者である。

受講者は、日本法との比較によって興味を喚起され、各国の法の体系や目的等を理解することによって、アジア法への先入観や思い込みによる誤解を自覚することができ、日本国内の諸法の正確な理解の促進に役立ったとの感想を述べている。また、実務家として、法の解釈や適用を考えるためには、歴史・文化・宗教が要であることを実感している。

今後は、海外に進出した企業等との連携・勉強会の実施を検討している。

(3) 講義科目「臨床法務」の開講

平成 27 年度に引き続き、平成 28 年度前期において、毎週木曜日（15:40～17:20）、15 回にわたって標記授業科目を開講した。これは、広島市、広島県、マツダ、中国電力及び広島銀行の 5 者と連携して講師の派遣を受け、各 3 回を 1 ユニットとし、そのうち 2 回は講義、3 回目は担当教員が主体となって演習形式で前 2 回のテーマについて派遣された講師とともに議論を行う形式によるものである。

参加学生は、3 年次生 17 名で、学生には最高レベルのケース・スタディーであると共に、政策立案に関する意見を交わす実践的かつ貴重な体験の場となった。今後は提携する神戸大学（後述）の「企業内法務」、本学の「臨床法務」を相互に配信したフォローアップ研修の実施、広島の地域金融機関及び中小企業の中から、幾つかをピックアップし、教員による訪問と就職に関する依頼、説明を行うことを計画している。

(4) 新たなプログラムの企画

・学修サービスマネジメントシステムの一環としての教育活動改革システム確立のためのプロセス型教育連携

広島大学法科大学院は、神戸大学法学研究科と連携協定を締結し、質の高い学修サービスを学生に提供し司法試験合格率を向上させる目的で、すでにカリキュラムの見直しを行った神戸大学法科大学院の実践知に基づく助言を得て、カリキュラム再編を実現し、教育内容・方法及び教授スキルの改善のための集中的又は継続的授業参観や共同 F D 活動等での共同研究を通じて教育活動改革システムを確立するとともに、受験者及び入学者を確保する目的で法曹志望者・法科大学院進学希望者層を拡大する教育プロジェクトを相互協力して実施する。

また、教育プロジェクトの一端として、大学法律系学部において模擬法律相談等の法律実務を疑似的に体験させ、職務遂行の楽しみや喜びを体験する機会を設ける。また、これを通じて実務に照らして自らの法律学習のあり方を省みて、改善の工夫をする学修上の自律性を育てる個別指導的スタイルの特別講座を学年進行型で実施する。これによって、学部入学者に法曹への動機づけを与え、それを維持することにより、法曹志望者の増加を図る。さらに、そのような教育スタイルの授業等を法科大学院教育に相互に導入することで、法曹実務教育の学部から法科大学院を通じた個別的な教育プロセスを一貫させ、これによる法科大学院進学希望者層を拡大するプログラムを共同実施する。昨年香川大学法学部と協定を締結して実施している。

(5) 入学定員の変更と入試方法の改善

ア 平成 28 年度から、入学定員を 20 人に削減した。同年 4 月の入学者は 13 名で、定

員充足率は 65%となった。

イ 2年短縮型について、これまでも試験時間の短縮や面接試験の廃止など、種々の改革を試みてきたものの、なお志願者の減少傾向が続いたので、平成 28 年度入試から、さらに試験時間を短縮（6 時間 20 分から 4 時間 50 分へ）している。

また、平成 29 年度から、3 年コースの小論文試験の試験時間を 2 時間から 1 時間 30 分へ短縮した。

ウ AO入試で、社会において活躍する人材を広く求めるため、受験資格となる国家資格の拡大を図るとともに、語学に優れた人材を求めるため、一定の語学検定の資格を有する者にもAO入試の受験資格を与えた。

(6) 講演会、法科大学院協会キャラバン等の実施

ア 第 72 回広島大学講演会「ベトナム戦争の戦禍からの復興の創造」の開催

平成 28 年 10 月 9 日、オリバー・ストーン監督映画「天と地 (Heaven and Earth)」の原著者であるレ・リィ・ヘイスリップ氏を講師に迎え、広島国際会議場ヒマワリにて、法務研究科主催の講演会を開催した。レ・リィ・ヘイスリップ氏は、「戦争は社会的弱者である女性と子供の人権を深く侵害するものであり、異なった国の人々が真に心を通い合わせられるようにするためには、怒りや憎しみではなく、思いやりの心で支え合うことが不可欠であり、その心を育むために自ら行動すること、とりわけて若者が自国にとどまることなく海外に出て自らの目で他の国々の生活や文化を見て学び、友人を作ってほしい。万一他国と戦うか否かの判断を迫られた際には、その友人が暮らすすべてを破壊することを選択するのかと考えてほしい。」と講演され、130 名を超える参加者を得た。

主催者である法務研究科としては、調整困難に見える利益対立状況でプリンシプルに基づいて新たな解決を図ることができる法曹の養成を目指す教育に対するヒントとして、さまざまな筆舌に尽くしがたい苦難の一つ一つを試練として、自らがその試練から何を学ばなければならないのかを考え、その学びから明日の自らを変えていくという信念を持って、創造性に富む活動を継続してこられたレ・リィ・ヘイスリップ氏から多くを学ぶことができた。また、若者が自由に海外に行ける環境を一層整えることが国際化への取り組みとして不可欠であることについての示唆も得ることができた。

イ 「法科大学院が分かる会」(広島会場)の実施

法科大学院の広報活動として、平成 28 年 12 月 3 日(土)に、法科大学院に関する説明会を実施した〔注〕。実施の企画及び当日の運営には、広島弁護士会の全面的な協力を得て、当日は法曹三者のほか、本研究科の学生に法科大学院における学習とその成果について説明を行ってもらった。また、これに引き続き、個別相談会も実施した。学部学生、高校生及び一般市民等、概ね 30 名程度の参加者があった。

〔注〕この説明会の主催は、法科大学院協会であったが、実際の実施は、各会場の法科大学院に全面的に委ねられていたため、広島会場では、当法科大学院の責任において実施した。

第1章 教育課程の編成

1 カリキュラムの概要

(1) 総論

法曹実務家の養成プロセスとして、学部教育と明確に一線を画すもので、理論と実務を架橋する段階的な積み上げ方式によるカリキュラムを編成している。

1年次…法律基本科目の履修によって理論的基礎を身に付ける。

2年次…具体的設例や判例に基づき問題解決のための法的論理を構築する能力を習得
法曹倫理によって法曹としての責任感及び倫理観を身に付ける。

3年次…発展的な問題解決を導くための法律の総合的運用能力を習得する。

(2) 入学前ガイダンスとプレ・チュートリアル（法科大学院への導入教育）

ア 入学前ガイダンス（任意参加）：入学前の12月～2月ころ

法学未修者向けに、法学入門書・1年次の教科書の紹介などを行う。

法学既修者向けに、1年次の授業内容・期末試験の紹介などを行う。

イ プレ・チュートリアル（導入教育）：4月新年度の授業開始直前の2日間

法学未修の新入生向けに、法律学習の方法など必要な基本知識を提供する。

(3) 1年次配当科目

ア 法律基本科目15科目（すべて必修科目）

法律の構成に拘泥せず、法学未修者が法律の基本的な考え方や法の体系を理解できるように、授業内容を編成している。

イ 法学概論（講義開始直後の1週間）

「法律」「訴訟」「判例」など、法律基本科目に共通する概念・制度の基本を学習する。

ウ 基礎演習の開講（平成22年度～）

実定法の体系的な理解と、法的思考の基本及び法的文章力の修得を目的とする。

(4) 2年次配当科目

ア 法律基本科目

1年次に身に付けた基礎的な法的思考力を前提に、より高度の法的思考を發展させ、自己の見解を適切に表現するための能力を養う。

イ 実務基礎科目

「法曹倫理1」（前期・必修）、「法曹倫理2」（後期・選択）

「民事訴訟実務基礎」（後期・必修）：要件事実の考え方や主張整理、事実認定の方法

ウ 基礎法学・隣接科目

学生の思考を豊かにし、より高度な法的思考の土台を養う。

エ 展開・先端科目

専門的な法知識を發展させ、問題解決型思考の応用能力を展開する。

「消費者法」「労働法1」「国際私法・取引法」など。

なお、2年次配当の基礎法学・隣接科目や展開・先端科目は3年次での選択も可能。

(5) 3年次配当科目

2年次までに得た体系的知識と論理的思考力を前提に、事例の解析と問題解決のための学力を習得する。

ア 法律基本科目…すべて高度の演習科目

特に後期開講の演習科目にはすべて法律実務家が参加して、実務的な課題解決のための法的思考力を養う。

イ 法律実務基礎科目…「民刑事模擬裁判」「ローヤリング」「刑事訴訟実務基礎」「法文書作成」

いずれも実務経験の豊富な専任教員及びみなし専任教員が担当し、訴訟実務の基礎を学生に提供している。

ウ 展開・先端科目…専門法曹として必要な多様な科目

「企業金融法」「倒産処理法1・2」「税法」「労働法2」「知的財産法1・2」など。

【法律基本科目・法律実務基礎科目の配置構成:平成28年度】

1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期
法学概論 民法1・2 民法5 会社法1	基礎演習* 民法3 民法4 会社法2 民事訴訟法	民事法2 民事法3 商事法1 民事手続法1	民事法1 民事法4 商事法2 民事手続法2 民事訴訟実務基礎	民法演習	民事法総合演習 商事法演習
刑法1	刑法2 刑事訴訟法	刑事実体法 刑事手続法	刑事演習	刑事訴訟実務基礎	刑事法総合演習
憲法1	憲法2	憲法演習 行政法1	行政法2		公法総合演習
		法曹倫理1	法曹倫理2	民刑事模擬裁判 法文書作成 ローヤリング	

太字 必修科目

* 基礎演習は、一部を前期に開講

* 3年次集中 リーガル・クリニック(夏季集中)
エクスターンシップ (春季集中)

2 開設授業科目の概要

(1) 法律基本科目 (63単位:必修63単位)

ア 公法系科目 12単位

1年次…「憲法1・2」

2年次…「憲法演習」,「行政法1・2」

3年次…「公法総合演習」

イ 民事系科目 38 単位

- 1 年次… 「民法 1～5」, 「会社法 1・2」, 「民事訴訟法」
- 2 年次… 「民事法 1～4」, 「商事法 1・2」, 「民事手続法 1・2」
- 3 年次… 「民法演習」, 「民事法総合演習」, 「商事法演習」

ウ 刑事系科目 14 単位

- 1 年次… 「刑法 1・2」, 「刑事訴訟法」
- 2 年次… 「刑事実体法」, 「刑事演習」(選択科目), 「刑事手続法」
- 3 年次… 「刑事法総合演習」

エ 1 年次の法律基本科目学習のための導入科目 5 単位

「法学概論」, 「基礎演習」

なお, 1 年次… 全て必修科目

2 年次… 必修科目 26 単位, 選択科目 2 単位 (「刑事演習」)

3 年次… 必修 6 単位, 選択 4 単位 (「民法演習」, 「商事法演習」)

(2) 法律実務基礎科目 (16 単位 必修 5 科目 9 単位 選択必修 2 科目 2 単位
選択 3 科目 5 単位)

必修科目… 「法曹倫理 1」 「法文書作成」 「民事訴訟実務基礎」 「刑事訴訟実務基礎」
「模擬裁判」

選択科目… 「法曹倫理 2」 「ローヤリング」 「臨床法務」

選択必修科目 (1 単位)

「エクスターンシップ」 (3 年次冒頭の春季)

広島弁護士会の全面的な協力を得て学生を中堅弁護士の事務所に派遣。

「リーガル・クリニック」 (3 年次夏期)

教員の立会いの下, 学生が実際の法律相談を実施。

(3) 基礎法学・隣接科目 (12 単位 選択必修 6 科目 12 単位)

1 年次後期… 「レトリック論」 (弁論の基礎を学ぶ)

2 年次… 「法的思考法」 「法理学」 「外国法 (英米)」 (以上は毎年開講)

「政治学」 「社会学」 (以上 2 科目はいずれかを隔年開講)

* 2 年次後期に特講科目として「アジア法」 (1 単位) を開講した。

* 1 年次及び 2 年次配当の 5 科目は 3 年次でも履修可能。

(4) 展開・先端科目 (38 単位 選択 20 科目 38 単位)

主として 3 年次に毎年開講。

第 2 章 教育方法

1 授業の方法

(1) 授業科目の特性に応じた授業方法

授業の中で法的思考力を涵養するため、双方向（教員・学生間）ないし多方向（教員・学生間、学生相互間）の質疑応答を伴う授業を原則としているが、受講学生に対する教育効果を考慮し、以下のとおり、授業科目の特性に相応しい授業方法を採用している。

ア 1年次科目

専門的な知識を確実に習得させるため、講義形式授業も部分的に採用している。

他方で、自ら考え、学ぶ姿勢を獲得し、問題検討能力及び思考・分析能力の基礎を固めるためには、教員との質疑が重要であり、双方向授業を実践している。

イ 2年次科目

具体的な事例・設例を用いた問題解決型の授業を行うため、概ね双方向・多方向の検討を伴う授業方法を採用している。

ウ 3年次科目

複雑な事案について、受講生が自ら事実に即した具体的な検討を積み重ねることによって、理論的観点と実務的観点の双方から最も適切な解決に至ることができるように、双方向ないし多方向の質疑応答による授業方法を用いて指導している。

エ 演習科目

事例の分析能力や法の適用能力の習得を目指すとともに、法的な論理を組み立てる機会を確保するため、

- ① 事前に課題を示して授業で解決案の構成メモを書かせる
- ② 講義分野のみを示し、課題は授業の場で初めて示して構成メモを書かせる
- ③ 分野を事前に一切示さず、その場で課題を呈示して構成メモを書かせる
- ④ 授業での検討の後、最終の解答答案の提出を奨励する

などの方法を採用している。

また、「刑事法総合演習」「公法総合演習」では、教員と学生、学生同士の討論を重視するため少人数の複数クラス制を採用している。

オ 「リーガル・クリニック」「エクスターンシップ」の実施方法

- ① 事前ガイダンス（受講生全員に法令遵守と情報管理の必要性を十分に認識させる）
- ② エクスターンシップ協力弁護士・受入機関責任者との緊密な連携の下で指導監督
- ③ 受講後の成績評価（エクスターンシップ受入責任者及びリーガル・クリニック立合教員による成績評価書、学生が提出したレポート及び終了後に実施する全体討論会での学生の発言等を総合的に考慮し、本研究科の責任において成績判定）
- ④ 個人情報等の秘密保持に関する誓約書の提出

(2) 年間授業計画、授業内容・方法、成績評価の基準・方法等の周知

ア 年間授業計画

年度当初のシラバスに修正・変更があれば、その都度、法科大学院教育研究支援システム（以下、「TKCシステム」という。）を通じて周知している。

イ 各授業の授業内容、授業の進め方、成績評価の基準、授業計画

年度当初に学生全員に各年度のシラバスを配付するほか、それぞれの授業において、TKCシステムを通じて詳細に告知している。

ウ なお、平成27年度から、大学の方針に従って、いわゆる「クォーター制」を一部

科目につき、週2回授業を実施してその成果を検証することとしている。

(3) 授業時間外における学習を充実させる措置

ア 授業時間割において、各学年とも、必修科目については1日2科目までとし、予習・復習の時間を十分に確保できるようにしている。

イ シラバスにおいて、各科目に相応しい適切な教科書や補助教材を指示している。

ウ それぞれの授業で、TKCシステムや配付資料を通じて、各回の予習課題を示すほか、授業の際、又は授業実施後に、適宜復習課題を示している。

エ 学生自習室は学生全員が利用できるスペースを確保している。

オ 学生はTKCシステムを通じて必要な裁判例や判例解説等をオンラインで入手することが可能となっている。

カ 図書館には学習に必要な図書、雑誌、判例集等が整備されている。

(4) 集中講義の実施における配慮

集中講義は、平成28年度2科目を実施しているが、夏季休暇中と春季休暇中に実施し、資料の事前配布を行うとともに集中講義の終了後一定の期間が経過してから期末試験を実施するなどにより、予習・復習に必要な学習時間が確保されるように配慮している。

第3章 成績評価と修了認定

1 成績評価

(1) 成績評価基準の設定と周知

ア 成績評価の考慮要素

試験の結果、授業への参加・発言状況等を総合的に考慮する。

重視する要素とその比重とをシラバスにおいて明示して学生に周知している。

イ 成績評価

以下の4段階の評価として、秀～可を合格とする。

秀（きわめて優秀）

優（優秀）

良（望ましい水準に達している）、

可（一応の水準に達しているが、望ましい水準に達するために一層の努力を要する）

不可（一応の水準に達していない）

* 共通的な到達目標を踏まえ、毎回の授業目標をレジュメ等で明示している。

* 絶対評価を原則とし、授業目標の達成度に基づいて成績を適正に評価している。

(2) 成績評価の基準に従った評価を確保する措置

学期末試験終了後の成績判定会議で、全教員の成績評価データを提示し、教員全員で各科目の成績の妥当性を検討し、必要があれば、協議の上で修正する。

(3) 成績評価の結果等の学生への告知

ア 学生はいずれかのチューター・グループ（教員4人が担当）に所属している。

イ チューターとなった教員は、担当学生の学業及び生活全般の相談に応じ、成績評

価についても、各学期末に開催するチューターとの個人面談で、科目毎の成績分布データを含めて告知し、成績向上に向けた指導を実施している。

(4) 期末試験の実施方法等

ア 期末試験は、一定の期間に実施している。

イ 期末試験期間前には、できるだけ準備期間を設定し、学生が十分な準備をして試験に臨めるように配慮している。

ウ 期末試験の解答用紙には学籍番号のみを記すこととして、匿名性に配慮している。

エ 法律基本科目の試験問題は、原則として、当該科目に関係する複数教員が事前に協議・検討した上で出題することとしている。

オ 期末試験の終了後、各担当教員から試験問題の出題の趣旨、採点及び成績評価の指針を、TKCを通じて学生に公表している。

(5) 追試験の実施

ア 病気等のやむを得ない事情がある場合に限り、実施している。

イ 追試験の実施は、期末試験の内容との重複など、試験内容等に十分配慮している。

(6) 単位認定に関する異議申立制度

単位認定について疑問が担当教員への問合せによって解消できなかった場合には、異議申立制度に基づき、担当教員を除く 3 名の教員による検証を行い、異議に理由がある場合には教授会で改めて単位を認定している。

2 進級制

所定の学年で修得すべき必修科目のうち、不可となった科目の単位が 6 単位を超える学生には、進級を認めず（原級留置として）次学年の配当科目の履修を認めない制度を採用している。原級留置となった者には、未修得単位科目のみの再履修を求め、新規履修者と同一の基準で成績評価を行っている。

3 修了認定

(1) 修了認定の要件…以下の単位修得+最終試験の合格（最終試験は平成 25 年度入学者まで課している）

3 年標準型…合計 101 単位以上

2 年短縮型（法学既修者）…70 単位以上

(2) 修了認定に必要な科目群別の単位数

ア 3 年標準型

公法系科目 12 単位

民事系科目 34 単位

刑事系科目 12 単位

その他法律基本科目 5 単位

法律実務基礎科目 10 単位

基礎法学・隣接科目 4 単位

展開・先端科目 12 単位以上

以上のほか、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開

先端科目群（上記必修科目又は選択必修科目として修得したものを除く。）から 12 単位以上を選択科目として修得することを要する。

イ 2年短縮型（法学既修者）

公法系科目	8 単位
民事系科目	18 単位
刑事系科目	6 単位

としているほか、実務基礎科目以下については3年標準型と同様である。

(3) 最終試験（平成 25 年度入学者まで）

ア 公法系、民事系及び刑事系の3科目について、最終試験を課している。

イ 各系につき、概ね 20 分から 30 分程度の口述試験を実施し、成績不良者には修了を認めないこととしている。

ウ 所定の修了単位を取得した者に対して、さらに最終試験を課すことについては議論もあることから、平成 26 年度入学者から、最終試験を廃止した。

第4章 入学選抜と学生の在籍状況

1 入試方法

① 一般入試…3年標準型と2年短縮型で併願も可能

② AO入試…3年標準型

いずれの入試でも、法科大学院全国統一適性試験の結果を重視し、適性試験の得点が最低基準点に達しない者は、第1次選考で不合格としている。

(1) 一般入試

ア 3年標準型

① 小論文試験（90分：100点を配点）

社会的な問題を論じた論説文を要約し、著者の意見を読み取った上で、各自の考え方を記述させるなどの方法

② 面接試験（15分：50点を配点）

提出書類に基づく質問及び一定のテーマについて議論する。

* 配点

適性試験 60点、小論文試験 100点、面接試験 50点の合計点で合否を判定

なお、外国語能力等を試験合格証等で証明した者には、20点を上限として加算

イ 2年短縮型

法律科目試験（290分；290点）

憲法、民法（民法、商法、民訴法）、刑事法（刑法、刑訴法）の論述筆記試験

* 配点

適性試験 60点、法律科目試験 290点、志望理由書・学部成績等 20点の合計点で合否を判定

なお、加算点については、3年標準型と同様の取扱い。

* 2年短縮型については、平成 27 年度一般入試から、受験し易さを考慮して試験

時間を短縮した。

(2) AO入試

平成28年度入試から、広く社会の各分野で活躍する者の入学を促すため、医師、司法書士などに限られていた前提となる国家資格を拡大したほか、一定の語学資格を有する者にも対象を拡大して、優れた人材が入学し易いように制度を改めている。

試験は、概ね30分程度の面接試験を実施。

2 入試の結果

本研究科の入学定員は、平成21年度までは60人、同22年度からは48人、同27年度からは36人であったが、同28年度からは20人である。

平成20年度から23年度までは、ほぼ入学定員に近い人数が入学していたが、その後は、法科大学院入学希望者の全国的な減少に伴って、本研究科でも実際の入学者数が入学定員をかなり下回る状況が続いている。

平成28年度入試においては、一般入試を前期(8月)と後期(10月)、第三次募集に分割して3回実施したが、合格者総数は20人で、競争倍率は2倍、入学者13人(定員充足率65%)という結果となった。

そこで、平成28年度に引き続き、同29年度からも入学定員を20人に削減するとともに、入試説明会・進学相談会を精力的に実施し、受験者の増加に努めることとし、松山、松江、高松、北九州、熊本においても、説明会を実施したほか、新たに下関においても説明会を実施した。その他、新聞社・受験予備校等が実施する各地の入試説明会等にも積極的に参加するなどして、受験者の増加を図っているところである。

3 学生の在籍状況

平成28年5月1日現在の在籍者数は、1年生9人、2年生20人、3年生31人の計60人で、収容定員(104人)を下回っている。

なお、平成28年3月末日現在の原級留置者数は、1年生4人(うち1人は3月末日付で退学)、2年生8人(うち4人は3月末日付で退学)、3年生11人(うち1人は3月末日付で退学)で、休学者は、1年生2人(うち1人は3月末日付で退学)、2年生4人、(うち3人は3月末日付で退学)3年生2人である。

別表【入学者・修了者数】

(単位:人,%)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
入学者数	61	56	58	62	54	58	44	44	29	27	21	13	13	540
修了者数	47	49	48	52	42	38	38	27	14	15	6	-	-	376
(うち標準年限)	(31)	(34)	(38)	(38)	(35)	(27)	(29)	(21)	(10)	(15)	(6)	(-)	(-)	(284)
未修了者数	14	7	10	10	12	20	6	17	15	12	15	13	13	164
(うち退学)	(13)	(6)	(9)	(10)	(11)	(18)	(4)	(10)	(6)	(3)	(1)	(-)	(-)	(91)
修了率	(77.0)	(87.5)	(82.8)	(83.9)	(77.8)	(65.5)	(86.3)	(61.4)	(48.3)	(55.6)	(28.6)	-	-	(69.6)
(うち標準年限)	(50.8)	(60.7)	(65.5)	(61.3)	(64.8)	(46.6)	(65.9)	(47.7)	(34.5)	(55.6)	(28.6)	-	-	(52.6)

第5章 教員の指導能力及び配置状況

1 教員の指導能力

本研究科は、1専攻（法務専攻）で構成された独立研究科で、学生定員20人に対し、研究者教員13人、実務家教員5人の合計18人の専任教員が置かれている。

研究者教員は、いずれも専攻分野について研究上の業績を有する者であり、実務家教員は、いずれも専攻分野について高度の技術・技能を有する者である。

2 教員の配置状況

(1) 法律基本科目…13人の専任教員を配置

憲法 2人、行政法 1人、民法 4人、商法 2人、民事訴訟法 1人

刑法 2人、刑事訴訟法 1人

(2) 基礎法学・隣接科目…1人の専任教員を配置、

(3) 展開・先端科目…1人の専任教員を配置

* そのほか、法律基本科目担当の専任教員及び非常勤講師が一部を担当している。

(4) 必修科目の担当教員…実務基礎科目の一部（刑事訴訟実務基礎、法文書作成）を除いて、全て専任教員が担当している。

第6章 修了生の進路及び活動状況

1 修了生の進路

修了生は、これまで毎年10数人程度が司法試験に合格し、平成28年9月末までの累計は160人（うち、1人は旧司法試験合格者）に達している。合格者の大半は弁護士として活動し、かつその過半数は広島弁護士会または中国地方の各弁護士会に所属し、地域法曹としての役割を果たしている。また、司法書士等の法律専門職や県庁、市役所、地元銀行等の法務部門等に就職する者も少なくない。

表1 司法試験合格者数・合格率

		18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
広島大学	志願者数	12	44	70	95	104	116	126	140	115	108	92
	受験予定者数	12	38	62	94	97	109	115	128	108	101	84
	受験者数	12	32	52	84	77	80	91	101	95	88	74
	短答合格者 (合格率)	11 (91.7)	28 (87.5)	39 (75.0)	50 (59.5)	53 (68.8)	52 (65.0)	55 (60.4)	60 (59.4)	50 (52.6)	59 (67.0)	41 (55.4)
	最終合格者 (合格率)	3 (25.0)	11 (34.4)	19 (36.5)	21 (25.0)	16 (20.8)	10 (12.5)	19 (20.9)	19 (18.8)	11 (11.6)	15 (17.0)	15 (20.3)
全国	志願者数	2,137	5,401	7,842	9,734	11,127	11,891	11,265	10,315	9,255	9,072	7,730
	受験予定者数	2,125	5,280	7,710	9,564	10,908	11,687	11,100	10,178	9,159	8,957	7,644
	受験者数	2,091	4,607	6,261	7,392	8,163	8,765	8,397	7,653	8,015	8,016	6,899
	短答合格者 (合格率)	1,684 (80.5)	3,479 (75.5)	4,654 (74.3)	5,055 (68.4)	5,773 (64.8)	5,654 (58.4)	5,339 (63.7)	5,259 (61.9)	5,080 (63.4)	5,308 (66.2)	4,621 (67.0)
	最終合格者 (合格率)	1,009 (48.3)	1,851 (40.2)	2,065 (33.0)	2,043 (27.0)	2,074 (25.4)	2,063 (23.5)	2,102 (25.1)	2,049 (26.8)	1,810 (22.6)	1,850 (23.1)	1,583 (22.9)

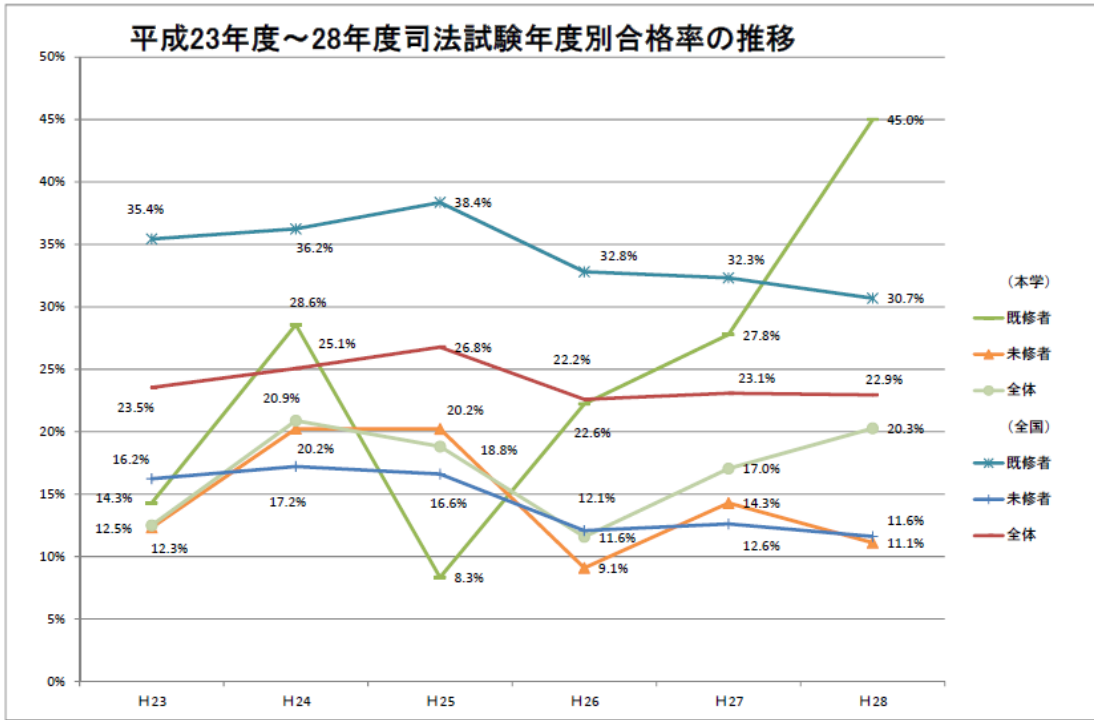


表2 司法試験累計合格者数等

「受験資格喪失者数(全国)」の列は平成28年9月末現在のデータ

年度	修了者数	累計 受験者数	最終合格者数										累計合格者数、 修了者合格率		受験者 合格率	受験資格 喪失者数(全国)			
			18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	合格率		人数	人数(全国)		
17年度	12	12		3	5	1	0	0	-	-	-	-	-	-	9	(75.0)	(75.0)	3	(658)
18年度	29	29			6	7	2	0	1	-	-	-	-	-	16	(55.2)	(55.2)	13	(2,230)
19年度	41※1	38				11	11	0	0	2	-	-	-	-	25	(61.0)	(65.8)	16	(2,638)
20年度	52	51					8	7	1	1	1	-	-	-	18	(34.6)	(35.3)	34	(2,639)
21年度	46	43						9	5	6	1	1	-	-	22	(47.8)	(51.2)	24	(2,531)
22年度	44	43							3	5	3	-	1	-	12	(27.3)	(27.9)	32	(2,335)
23年度	36	33								5	6	2	-	2	15	(41.7)	(45.5)	21	(2,000)
24年度	51	35										8	4	4	18	(35.3)	(51.4)	0	(0)
25年度	27	25											4	5	13	(48.1)	(52.0)	0	(0)
26年度	19	19												5	6	(31.6)	(31.6)	0	(0)
27年度	19	19													6	(31.6)	(31.6)	0	(0)
合計	376	347		3	12	19	21	16	10	19	19	11	15	15	160	(42.6)	(46.1)	143	(15,031)

※うち1名は19年旧司法試験合格者。

表3 修了生の進路 (28年9月末)

4. 修了生の進路(平成28年12月末時点)

修了者	司法試験合格	うち修習中	法曹・有資格者	法曹以外	受験準備	うち 法務研修生
376	160*	15	145 弁護士142 (中国弁護士会96, うち広島弁護士会75) (企業内7(銀行2,電力,製 造業,不動産,サービス), 自治体内2) 裁判官 2 検察官 1	49 司法書士3 裁判所事務官9 行政書士1 広島市役所11 労働基準監督官1 ほか	73	23

*うち1人は旧司法試験合格